



ガイナレ鳥取と連携した人権啓発活動

10月14日、鳥取市のバードスタジアムにて、ガイナレ鳥取と連携した人権啓発活動を行いました。試合前に、部落差別解消法を周知する動画を大型ビジョンで放映したり、啓発物品の配布、専用ブースを設けてパネル展示、UDクイズなどを行いました。

「世界人権宣言」を知っていますか P.2～3

多様な性について考える～誰もが自分らしく生きるために～ P.4～5

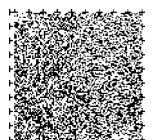
障がい者スポーツを通した共生社会の実現に向けて P.6～7

職場でのモラハラとハラスメント予防策 P.8～9

地域共生社会の実現をめざす隣保館の取組（その2） P.10～11

人権トピックス P.12

※SPコード
SPコードとは文字情報をコード化したもの。読取装置によって文字情報が音声で読み上げられます。



「世界人権宣言」を知っていますか

皆さんは「世界人権宣言」をご存じですか？

平成30（2018）年12月10日、世界人権宣言は採択70周年を迎えます。

世界人権宣言は、すべての人間が生まれながらに基本的人権を持っているということを、初めて公式に認めた宣言です。

「世界人権宣言」とは

昭和23（1948）年12月10日、フランス・パリで開かれた第3回の国際連合総会で、人権尊重における「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択されました。

それは、すべての国の人々が持っている市民的、政治的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容としています。

また、この宣言の中には、「自由権」と「社会権」がともにうたわれており、「自由権」として、身体的自由、拷問・奴隷の禁止、思想や表現の自由、参政権など、「社会権」として、教育を受ける権利や労働者が団結する権利、人間らしい生活をする権利などが含まれています。

「世界人権宣言」が生み出したもの

世界人権宣言には法的な拘束力はなく、守らなくても罰則があるわけではありません。そこで、国際的なルールによって世界人権宣言の理想を現実のものにしようと、多くの人権条約が生み出されました。

国際人権規約（社会権規約、自由権規約）をはじめとする人権条約は、人権侵害を受けてきた人びとの権利を守るため、性別や肌の色による差別や拷問・虐待などの具体的な人権侵害を禁止しています。条約の締約国は、これらを守らなければなりません。

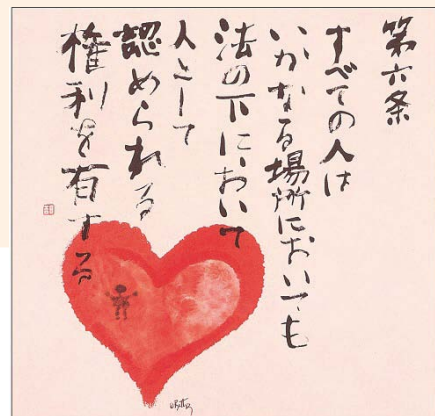
これらの条約が保障する権利の内容を理解し、広めていくことが一人一人の人権を守ることにつながるのです。

<主な人権条約（日本の締結年）>

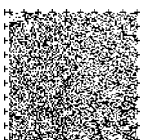
国際人権規約（社会権規約（A規約）、自由権規約（B規約）：1979年）、女性差別撤廃条約（1985年）、子どもの権利条約（1994年）、人種差別撤廃条約（1996年）、拷問等禁止条約（1999年）

【世界人権宣言啓発書画】

※ 書道家小木太法（こぎたいほう）氏とブラジルの画家オタビオ・ロス氏が世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、その感動を芸術的に表現しようとしたもの。



提供：公益財団法人 人権擁護協会



世界人権宣言カード

鳥取県教育委員会では、人権条約を学ぶことを通じて自らがどんな権利を持っているのかを正しく理解するために、世界人権宣言を要約し、県独自にわかりやすいカードを作成しています。

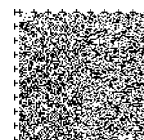
具体的な権利をリストとして示した世界人権宣言を通して、自らがどんな権利を持っているのかを正しく理解しましょう！！

世界人権宣言カード

第1条 人間の本質 人間は自由・平等なものとして生まれる。人間は理性と良心を授けられており、同胞の精神をもって行動するべきである。	第2条 差別はダメ 人種、性、言葉、信念、生まれ、財産などを理由として差別してはいけない。
第3条 安全にくらせる 生命、自由、身体の安全は守られる。	第4条 奴隷はダメ！絶対 奴隷にすること、奴隷的労働を強いること及び人身売買は、どんな形でも絶対にしてはいけない。
第5条 拷問はダメ 拷問や非人道的な取り扱いはしてはいけない。	第6条 人として認められる いつでもどこでも、法によって人として認められる。
第7条 法は人を平等に扱う この宣言に反するどんな差別からも守られる。法は人を平等に扱う。	第8条 裁判所の助けを受けられる 法で認められた権利を犯された場合は、裁判所による効果的な救済を受けることができる。
第9条 取調べは手続きを守って 逮捕、身柄の拘束、国外追放などは、きちんと手続きをふんだ上でないと行えない。	第10条 裁判は公正に 裁判は公正・公平に、公開で行われる。
第11条 容疑者＝犯人とは限らない 訴えられた人は、有罪が確定するまでは犯人とはみなされない。罪と罰は法律で定められていなければならない。	第12条 プライバシーは守られる 私生活や通信をあばかれたり、名誉や信用を傷つけられたりする行為から守られる。
第13条 住みたいところに住める 行きたいところに行ける。住みたいところに住める。出国し、帰国できる。	第14条 危険な国からは避難できる 迫害を免れるため、他国に避難することができる。
第15条 国籍を持てる（選べる） 国籍を持てる。国籍を選べる。国籍を奪われてはいけない。	第16条 結婚は2人で決められる 結婚は当事者2人の合意で成立する。家庭は社会や国の保護を受けられる。
第17条 財産をむやみに奪われない 個人や共同の財産所有を認められる。不当に財産を奪われることはない。	第18条 思想・良心・宗教は自由 思想、良心、宗教を自由に決めたり、変更したり、表明したりできる。
第19条 表現は自由 干渉されずに自分の意見を決められる。自分の意見を表明したり、他人の表明した意見を知ることができる。	第20条 集会・結社は自由 平和的な集会に参加し、団体を作ることができる。団体に参加することを強制されない。
第21条 政治に参加できる 政治に参加できる。選挙は普通選挙とし、投票は秘密投票とする。	第22条 人間性を発展させられる 人間性を発展させられるような経済的、社会的、文化的環境でくらせる。国はできるだけのことをする。
第23条 自由に豊かに働ける 職業を選べる。労働条件を良いものとすることができる。失業に対する保護を受けられる。	第24条 しっかり休める (有給で)しっかり休み、余暇を楽しめる。労働時間は合理的に制限される。
第25条 健康を保てる 衣・食・住・医療などの面で、健康で幸福な生活を保てる。生活が困難な場合は保護を受けられる。	第26条 良い教育を受けられる 人格の発展、人権の尊重、平和の実現に向けた良い教育を受けられる。義務教育はタダとする。
第27条 文化を楽しむ 文化生活に参加し、芸術を楽しみ、科学の恩恵にあずかれる。著作権は保護される。	第28条 宣言の実現を求められる この宣言に掲げられた権利と自由が実現できるような社会的・国際的秩序を求められる。
第29条 他人の権利も大切に 権利を行使するときは他人の権利を尊重し、道徳・公の秩序・福祉の要求の制限に従う。	第30条 権利を奪う<権利>はない この宣言に掲げられた権利と自由を破壊するような行為は、権利とは認められない。

問合せ先

県庁総務部人権局人権・同和対策課
TEL 0857-26-7121
FAX 0857-26-8138



多様な性について考える

～誰もが自分らしく生きるために～

「この社会は、女性と男性の2つの性別だけ。女性と男性が恋愛して、結婚して子どもができる。それがふつうで幸せなことだ。」とっていませんか。しかし、人の性のありよう（セクシュアリティ）はそう単純ではありません。

人のセクシュアリティとは「生まれた時の体の性」「心の性（性自認）」「好きになる性（性的指向）」など様々な要素が組み合わさっており、実に多彩なバリエーションが存在します。**性自認**とは「自分の性別をどのように感じるか」のことです。**性的指向**とは「どの性別を好きになるか（どの性別が性愛の対象となるか）」のことです。「生まれたときの体の性」が女でも男でも、性自認や性的指向は一樣に決まっているわけではなく、また「女か男か」のどちらか一方だけでもありません。両方だったり、ゆれることがあったり、どちらも当てはまらなかったりと幅があります。

最近では、あらゆる人びとのセクシュアリティについて考えられる概念として、**SOGI** [ソジ：Sexual Orientation（性的指向）及びGender Identity（性自認）の略語] ということばが用いられるようになってきました。

鳥取県では、自分の性別をどのように感じているのか、誰を好きになるのか、ならないのかということに関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会を目指しています。

今回は、県内在住の性的マイノリティの方や、性的マイノリティの方と日頃身近に接している方の声を紹介します。

*以下では、生まれたときの体の性を**[体]**、心の性（性自認）を**[心]**、好きになる性（性的指向）を**[好]**と表記します。

10代/大学生/[体]男/[心]自分は自分/[好]性別を問わない

最近の性的マイノリティを巡る議論は、どの立場の人も自分たちに得になることを求めている、それによって社会に生じるデメリットまで考えられていない。自分のLGBTに対する印象や偏見を前提に接するのではなく、一個人と見なして接してほしいです。

何でも自分の思い込みで型にはめないでください。同じ集団の中にもいろんな人がいます。共通しているのは言葉の定義に則したことのみ。その他は同じ集団でも共通ではないです。

◆今のこどもたちへのメッセージ◆

何事も気にしないこと。誰にも他と違うところはある。他人を気にすることなく、自分と向き合ってください。

10代/大学生/[体]女/[心]男/[好]なし

SNSなどを見ていると、マジョリティがセクマイに攻撃的な場合だけでなく逆にセクマイがマジョリティに対して攻撃的な場合も見受けられ、複雑な気持ちになることがある。

性別を記入しなければならぬ書類や、性別によって定められる服装(制服など)が減ってほしい。

マジョリティとセクマイが互いを理解しようと思うとどうしても辛いことや難しいことが生じると思われる。どちらかという「そういう人間もいるんだ」というふうな知識として持っておくぐらいが互いにとっていいのかなど思っている。

20代/会社員/[体]男/[心]女/[好]性別を問わない

最近メディアでいい意味でも悪い意味でも目立っていて、少し怖いな…と感じますが、鳥取県でも米子市の議会に取りあげられたりして期待したいと思います。

無理に理解して！とは思いませんが、否定したりせずに関心してくれる人が増えたら嬉しいです！

私たちは周りの人から見たら変わっているかもしれませんが、皆さんには外見や考え方の違いだけで否定せず、人柄を見て接してもらいたいなと思ったりなんかします！笑

◆今のこどもたちへのメッセージ◆

自分のことを誰かに伝えるのは怖いかもしれないけど、受け入れてくれる人も必ずいるから抱え込まないでね！

20代/会社員/[体]女/[心]自分は自分

みんなの抱えている生きにくさが少しでも解消される方向に進んでいったらいいなと思います。

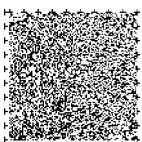
「しんどくなったらやめていいよ」「がんばらなくていいよ」と言ってくれる人が増えたらいいな。

私は、自分のセクシュアリティのことを家族に話したら大拒絶されてしまったので、実家から遠く離れた鳥取で、楽しくゆくりと過ごしています。小中高校時代は特につらかったけど、なんとか生きてよかったなと思います。今でもつらい時は有休取って1日中ゲームしてるか自転車漕いでます。そういう生き方もアリです。

◆いまのこどもたちへのメッセージ◆

つらいときは、つらい事やつらい人から逃げていいのです。友達でも先生でも家族でも、つらくなったら距離を置いていいのです。他のたくさんの人に頼ってください。

*上の発言中、「マジョリティ」は性的マイノリティでない人びと、「セクマイ」は性的マイノリティの人びとのことを指します。



40代/教員/[体]男/[心]男/[好]女

ニュースやドラマなどで取り上げられる場面が増え、関心が高まっているように感じます。ただ、トランスジェンダーの人達や同性愛者の恋愛など一部だけを切り取って放送するので、偏った知識やイメージだけ先行するのが、心配。

この社会は人間が作ってきたもの。必ず私達の手で変えられます!!自分のいる場所で、やれる事を、仲間と共に!

◆今の子どもたちへのメッセージ◆

幸せになりたい、自分らしく生きたい。これは誰しも願うことであり、誰も侵すことのできない権利だと思います。他人を尊重し受け入れることは、自分の人生を豊かにし、自分らしく生きることにつながる。自分と同じ考えの人だけでなく、いろいろな考えの人との出会いを大切に、繋がってほしい。



20代/会社員/[体]女/[心]女/[好]男

個人的にLGBTに対してどう考えるかは自由だと思うが、あまりよく知らずに公に叩くようなことをする人がいることは問題だと思う。

セクシャリティは人それぞれだということを理解してほしい。たまたまセクシャリティのせいで暮らしにくくなっている人がLGBTやセクマイと呼ばれているだけだから、特別何かをして欲しいということではないと思う。みんなと同じように人権が尊重されるように、工夫すべきだと思う。男女という区別をしているものには、本当にその区別は必要なのか、実は他の区別の方がより良いのではないかという検討をしてほしい。

セクシャリティに関わらずみんな等しく生きている。マイノリティがどうかに関係なく、みんながセクシャリティを持っていて、それはその人特有のもの。

50代/会社員/[体]女/[心]女/[好]性別を問わない

異性を好きになることだけが当たり前ではないと気づいたとき、心の中の重たいものがふーっと抜け、楽になったことを覚えています。

性的マイノリティの人の人権問題は、特別な誰かの問題ではありません。誰にも個性があるように、性についても一人ひとり違い、多様です。男と女の二つに分ける制度や、男らしさや女らしさに当てはまらないからといって、自分や誰かが違っていると否定されることではないと思います。二つにしか分けることのできない社会の仕組みに疑問を持ってほしいです。大事なものは、人が主人公ということです。



最後に、県内の活動団体を2つご紹介します。「feel good」は、県内各地に出かけて活動し、交流会には年代や職業等に関係なく誰でも参加できます。「虹色らくだ」は、主に鳥取大学内で交流会や図書館展示などを行う学生サークルです。

feel good

多様な性(SOGI/LGBT)、多様な生き方が大切にされ、誰もが気分よくすごせる鳥取をつくるため、講演会・研修会のコーディネート、映画上映会・イベントの企画・運営、誰もが安心していただける場づくりをします。

E-mail : feelgoodtottori@gmail.com

facebook : [@feelgoodtottori](https://www.facebook.com/feelgoodtottori)

twitter : [@feelgoodtottori](https://twitter.com/feelgoodtottori)



虹色らくだ

LGBTの人たちの存在を正しく理解してくれる人たちを増やしたい! あらゆる人にとって居心地のよい場所を作りたい! という思いのもと活動している、鳥取大学のオールセクシュアリティのサークルです。

E-mail : nijiiro.rakuda@gmail.com

Facebook : 虹色らくだ

Twitter : [@nijiiro_rakuda](https://twitter.com/nijiiro_rakuda)

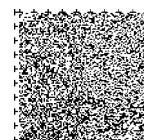


問合せ先

県庁総務部人権局人権・同和対策課

TEL 0857-26-7121

FAX 0857-26-8138



障がい者スポーツを通じた 共生社会の実現に向けて

障がい者スポーツは、障がいのある方々の健康維持や体力増強だけでなく、日々の生活の豊かさや社会参加への意欲向上につながるともに、スポーツ活動を通じた交流によって県民の皆さんの障がいに対する理解を深めるなど、社会的に大きな役割を果たしています。また、2020年の東京パラリンピック開催決定を機に、競技スポーツとしての障がい者スポーツに対する関心も大いに高まってきました。

そんな中、鳥取県内においても、障がい者スポーツを通じた共生社会の実現を目指して、ソフト・ハードの両面で全国に先駆けた取組が始まっています。ここでは、県、日本財団、そして鳥取県障がい者スポーツ協会による取組についてご紹介します。



県内で行われた車椅子バスケットボール競技大会のようす

ガイド人材育成 ～共に支え合い、共に楽しむ人材を～

ソフト面の取組では、県内の障がいのある方がスポーツと出会い、継続的にスポーツを楽しむことを支援する「ガイド人材」の育成事業を今年度から行っています。

これは、障がいのある方がどこにいてもスポーツを楽しむことができるよう、障がいのある方々をとりまく様々な職種の人に「ちょっとしたコツ」を体得していただくものです。これまでに合わせて7つの団体や事業所への研修会を実施し、障がい者スポーツへの理解を深めました。ガイド人材を年間100名程度育成し、県内全域で障がいのある方が日常的にスポーツを楽しめるようになることを目指します。



人材育成研修のようす

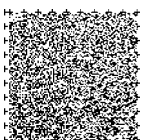
拠点施設の整備 ～布勢総合運動公園を障がい者スポーツの拠点に～

ハード面の取組では、鳥取市にある県立布勢総合運動公園（コカコーラボトラーズジャパンスポーツパーク）の中に障がい者スポーツの拠点を整備します。

体育館機能を有したスポーツ広場、様々なマシンを取り入れたトレーニングルーム、これまでスポーツの経験がほとんどない重度障がい者の方もボールプールやトラランポリンなどで楽しみながら体を動かすことができ、研修会など多様な目的のイベントにも対応したマルチルームを設置し、「始める・つづける」「トップを目指す」「親しみ・あこがれ」をコンセプトに、それぞれの人の障がいの種類や程度、年齢層等に合わせたスポーツを提供します。



障がい者スポーツ拠点施設予想完成図



また、この施設を拠点に、ガイド人材の育成やボランティア人材の発掘と活用、スポーツを始めようとするあらゆる人びと（障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで）に対する支援、重度障がい児・者及びその保護者への支援を行うことで、障がいの有無に関わらずあらゆる世代の人びとのスポーツを通じた交流の核になることを願い、2020年4月のオープンを目指し、東京オリンピック・パラリンピックに先駆けて鮮烈なスタートが切れるよう、現在準備を進めています。

障がいの有無にかかわらず、スポーツをするすべての人、それを取り巻くすべての人が楽しさを共有し、心のバリアフリーを広げ、障がい者スポーツを通じた共生社会の実現を目指して豊かな鳥取県を一緒につくりましょう。ご興味・関心のある方はお気軽に鳥取県障がい者スポーツ協会にお問い合わせください。



地域での障がい者スポーツ教室の様子

問合せ先 **一般社団法人 鳥取県障がい者スポーツ協会**
 TEL 0857-50-1071
 FAX 0857-50-1074

鳥取市・鳥取県の共生社会ホストタウン活動計画

鳥取県と鳥取市は、2020年の東京五輪・パラリンピックに向け、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインの街づくりを目指す「共生社会ホストタウン」として国に登録されました。ジャマイカパラリンピックチームの事前キャンプ受入れ等を契機に、連携してUD化やバリアフリー化を促進するほか、障がい者スポーツに親しむことができる機能・体制の一体的整備を進めます。

スポーツのユニバーサルデザイン(UD)化 ⇒ 県内障がい者スポーツ実施率※日本一(50%) **Λ**
※週1回以上スポーツをする人の割合

ユニバーサルデザインの街づくり

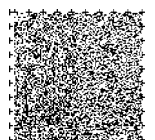
- 障がいの有無にかかわらず誰もがスポーツに親しめる環境の整備（総合運動公園、市内スポーツ施設のUD化推進）
- 街なか巡回による点検を経て、スポーツ大会開催・合宿誘致に必要なまちなかUD化
- UDタクシーの導入等による地域交通の利便性向上、これに伴う交通結節点の環境整備

心のバリアフリー

- 全国初の手話言語条例を契機とした活動
 （全国高校生手話パフォーマンス甲子園）
 の開催（平成26年度～）
- 障がい者をスポーツへ導くための人材育成
- 障がい者スポーツ大会を通じた交流の推進
- UDタクシードライバー研修の実施

あいサポート運動

（障がいを知り、障がい者にちょっとした手助けを行う県民運動）
 2009年11月鳥取発！全国へ拡大中



近年、ハラスメントという言葉が浸透し、様々な労働トラブルが表面化してきています。みなくる（鳥取県中小企業労働相談所）でも、ハラスメントに関する相談は年々増加傾向にあり、特にパワハラ（パワーハラスメント）については、厚生労働省がその行為類型を定めたこともあってか、「これってパワハラではないですか？」と尋ねられるケースが多くなってきました。

一方、最近様々なメディアでモラハラ（モラルハラスメント）という言葉を見聞きすることも増えました。モラハラは夫婦間、職場、学校、PTA、スポーツクラブなど、閉じた人間関係の中で発生します。今回は「モラハラってなに?」「パワハラとどう違うの?」という方のために、職場でのモラハラと職場でのハラスメント予防策についてご紹介します。

⇒職場でのモラハラ ～心を痛めつける“暴力”～

モラハラとは、言葉や態度、文書などにより特定の人を繰り返し攻撃し、人としての尊厳や人格を傷つける嫌がらせを行うことです。

パワハラは、職務上の地位や人間関係など職場での優位性が背景にあるのが特徴で、「上司から部下へ」、「先輩から後輩へ」、「正社員から正社員以外へ」、「部下から異動間もない上司へ」などのケースがありますが、モラハラは職場での優位性とは関係なく行われることがあります。

モラハラに当たる行為としては、たとえば、次のようなことがあります。

- 継続的に無視する
- 見下した態度を取る
- 仕事に必要な情報を与えない（飲み会に誘わない等も含む）
- わざと聞こえるように嫌味や悪口を言う
- 本人が気にしていることを揶揄する
- 決裁文書や休暇取得申請などを速やかに回さない（遅らせる）
- 頼まれたことをしない
- 仕事の仕方を聞かれても教えない など

パワハラは周囲の人にも比較的わかりやすく、表面化しやすい傾向にあります。モラハラは往々にして巧妙・陰湿な手口で行われ、場合によっては“ちょっとしたからかい”とか“コミュニケーションの一環”を装うように行われることもあり、周囲に気付かれにくく、事実が発覚しにくいという特徴があります。

モラハラが職場で日常的に行われれば、被害者の受

けるストレスは増大し、精神的に深刻なダメージを受け、身体的にも大きな負荷となります。相手を怖がらせたり苦痛を与えたりすることで、その人を思い通りにコントロールし支配しようとするモラハラは、まさに、心を痛めつける“暴力”に他なりません。

モラハラの被害者はとにかく自分自身に問題があるのではないかと自分のことを責め、ひとりで悩みを抱え込みがちですが、抱え込む必要はありません。もし「これはハラスメントでは?」と感じることがあれば、記録をとって、信頼できる人や社内外の相談窓口にご相談しましょう。

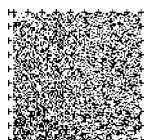


⇒職場のハラスメント予防策

1. 会社としての姿勢を明確に!

会社として『ハラスメントは絶対に許さない!』という姿勢を社員全員に示し、認知させておくことが大切です。

ハラスメント防止指針・宣言を作成して周知したり、朝礼や研修時など日頃から事あるごとに組織のトップが『ハラスメントは絶対に許さない!』という



メッセージを送り続けることで、ハラスメント行為が抑止されます。また、被害者やその周囲の人にとっても相談がしやすくなります。

ハラスメントの行為者にはどのような処分を科すのかについても明確にしておくことより効果的です。

2. 早期の把握で早期の対処

相談窓口を設置して、なにかあれば気軽に相談するよう日頃から社員に呼びかける、定期的な無記名アンケートを実施するなど、実態を把握しやすくしておくことが大切です。また、上司は部下との面談時等に困りごとはないか尋ねるなど、常に話しやすい雰囲気を作っておくことも重要です。

ハラスメントの芽を早めに察知し、摘んでおくことが予防の近道です。

3. 外部講師を招いた研修会の実施

定期的に研修会を開催し、基礎知識や対応方法を学ぶことは職場全体の意識を高めることに繋がります。また、外部から講師を招けば自社の状況について客観的な評価が得られ、見直しのきっかけにもなるでしょう。

ただし、ハラスメントの行為者自身は自覚のないことがほとんどで、「自分には関係ない・他人事」と思い、参加に消極的な傾向があります。そのため「リーダーシップ論」「部下のモチベーションをアップする方法」「円滑なコミュニケーション方法」など、誰にとっても有益・必要な内容であることを前面に押し出

すなど、工夫をされるとよいでしょう。

最後に ～権利と義務の再確認を！～

労働者と会社（使用者）とは労働契約を結んでいます。契約には双方にとっての権利と義務が含まれます。ハラスメントのない職場環境をつくることは会社（使用者）の責務（安全配慮義務、職場環境調整義務など）です。



会社では、年齢や性格の違う様々な人が一緒に働いています。ハンディを抱えながら働いている人もいます。気の合う人もいれば、合わない人もいるでしょう。

しかし、気の合う人とだけで仕事をすることはできません。労働者としての義務を果たすには、職場全体で力を合わせて業務を遂行していくことが必要ではないでしょうか。

各種相談機関や支援制度も活用しながら、働く人、一人ひとりの人権が大切にされ、「人」として個性と能力が十分発揮できる職場環境づくりを進めていきましょう！

【職場でのハラスメントに関する相談機関】

相談機関	電話番号	
鳥取労働局 総合労働相談コーナー	0857-22-7000	
鳥取総合労働相談コーナー（鳥取労働基準監督署内）	0857-24-3245	
倉吉総合労働相談コーナー（倉吉労働基準監督署内）	0858-22-5640	
米子総合労働相談コーナー（米子労働基準監督署内）	0859-34-2263	
鳥取県中小企業労働相談所	みなくる鳥取	0120-451-783
	みなくる倉吉	0120-662-390
	みなくる米子	0120-662-396
労使ネットとっとり	0120-77-6010	
鳥取県庁人権局 相談専用ダイヤル	0857-26-7677	
鳥取県中部総合事務所地域振興局 相談専用ダイヤル	0858-23-3270	
鳥取県西部総合事務所地域振興局 相談専用ダイヤル	0859-31-9649	

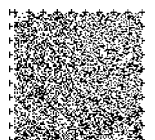
参考

モラルハラスメントという言葉が生まれたフランスでは、労働者の精神的健康を含む健康被害防止が使用者の責任として労働法に規定されるとともに、モラハラ行為が刑法上の犯罪と位置付けられており、刑罰（禁固刑と罰金刑）が定められています。

問合せ先

鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）

鳥取 TEL 0857-25-3000 FAX 0857-25-3001
 倉吉 TEL 0858-23-6131 FAX 0858-23-2454
 米子 TEL 0859-31-8785 FAX 0859-21-0034



地域共生社会の実現をめざす隣保館の取組

～とっとりから始まる人権と福祉のまちづくり～ **その2**

前回（第29号）は地域共生社会の実現に向けた鳥取市の人権福祉センター（隣保館）の取組として、こども食堂を核とした“地域食堂”への支援を紹介しましたが、今回は「地域食堂ネットワーク」の取組について、前回に続いて鳥取市中央人権福祉センターにうかがいました。

「地域食堂ネットワーク」設立の経緯は？

平成29年2月に鳥取市中央人権福祉センターが中心となって設立準備会を発足し、支援や実施のあり方を模索しながら準備を進めてきました。地域食堂ネットワークは食堂を運営する運営団体とそれを支援する支援団体とで構成されますが、当初、支援団体には社会福祉法人等の福祉関係を想定していました。しかし、思い切って銀行などにも声を掛けたところ、非常によい反応をいただき、商工団体等へも支援の輪が広がっていきました。一方、食堂の立上げ支援などの取組を積極的に進めたことで運営団体も増え、平成29年11月27日の設立総会開催に至りました。

鳥取市中央人権福祉センターはこのネットワークの事務局を務めています。

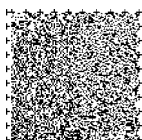


支援団体による支援の内容は？

食堂の継続的・安定的な運営が民間支援によって支えられ、決して補助金頼みとならないことを目指し、支援団体には「継続的な支援」を条件にネットワークに加わっていただいています。

具体的な支援内容としては、たとえば次のことがあります。

生協	食材の提供
銀行	私募債発行企業から受けた手数料をもとに資金を拠出し、地域食堂ネットワークに寄付を行う金融商品の取扱い
商工団体	会員企業への支援の呼びかけ
社会福祉法人	子どもたちへの職業体験の機会提供（検討中、後述）
ボランティア団体	採れた野菜をすべて食堂に提供する地域食堂農園の開設
専門学校等	学習支援ボランティアを行う学生の派遣



ネットワークの運営はどのように行っていますか？

支援者や支援団体からいただいた食材や寄付金等はネットワークの事務局で管理し、必要に応じて各運営団体に配分します。食材は1週間の食堂の開催状況や利用人数等に応じて毎週配送します。また、保健所と連携した衛生管理に関する全体研修会の開催や、食堂で活用できそうな助成金情報の伝達なども行っています。

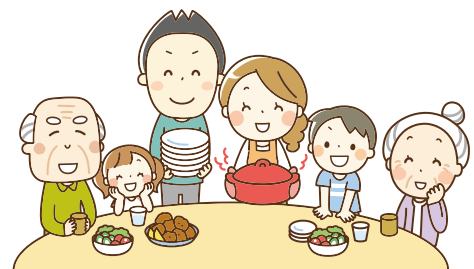
その後の支援の広がりとは？

個人レベルから多業種の法人レベルまで支援が拡大しています。また、鳥取市は地域食堂の推進と地域食堂ネットワークへの支援を、地域共生社会実現のための取組として政策に位置付けています。市が旗振り役となることで食堂の運営団体にとって追い風となる面があります。運営団体、支援団体、行政の一致連携した取組として進めることで、支援のネットワークが加速度的に広がっています。

今後検討されている新たな取組は？

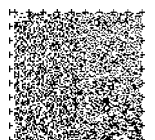
たとえば、社会福祉法人等での職業体験で「車いすをピカピカに磨いたら100ポイント」などと設定して、子どもがその獲得したポイントを有料の食堂や支援団体の店舗で使えるような仕組みを検討しています。人の役に立つ経験や、職業体験などの社会体験によって、子ども自身が必要なものを獲得していく仕組みを目指しています。

※次号では、地域食堂やそのネットワークの取組から地域へ広がる効果や今後の可能性について紹介します。



問合せ先

鳥取市中央人権福祉センター
TEL 0857-24-8241
FAX 0857-24-8067



人権トピックス

企業・市町村トップ人権セミナー

入場無料、申込み不要、
要約筆記・手話通訳あり

演 題／ハラスメント最新事情 -あなたの理解で大丈夫ですか？-

講 師／金子 雅臣さん（職場のハラスメント研究所所長、労働ジャーナリスト）



東部会場 日 時／平成31年1月30日（水）午後1時30分から3時30分まで
場 所／とりぎん文化会館 小ホール（鳥取市尚徳町101-5）

西部会場 日 時／平成31年1月31日（木）午後1時30分から3時30分まで
場 所／米子コンベンションセンター 小ホール（米子市末広町294）

○問合せ先／県庁人権・同和对策課（TEL 0857-26-7590 FAX 0857-26-8138）

県民企画による人権啓発活動

「生きる」って…

入場無料、申込み不要、
託児・手話通訳あり

～共に生きるという事の真の意味を親で、聴いて、参加して考えてみませんか～

講 演 演 題／「生きる」って…
講 師／山田 晋さん（元県立米子養護学校校長）

演奏等 演奏（りっぷる音楽団、ウインド・サウンズ・サークル）、銭太鼓（リヴ・よどえ）

写真展 作業所等での様子を写した写真の展示

日 時／平成31年2月24日（日） 講演・演奏等：午後2時～4時（予定）（展示：午前10時30分～）
場 所／米子市福祉保健総合センターふれあいの里 大会議室ほか（米子市錦町1丁目139-3）

○問合せ先／NPO法人地域活動支援センターおおぞら（TEL：0859-34-2556）

12月4日～10日は人権週間です！

国連は、昭和23年の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国等に人権の発展をさらに推進するよう呼びかけています。

我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開しています。

人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

人権啓発テレビ番組

「発見！人権！鳥取県！」



人権について知り、考えるための10分間のテレビ番組です。12月は同和問題（部落差別）、1月は性的マイノリティの人権をテーマに、同じ内容を各10回ずつ放送します。

日本海ケーブルネットワーク（NCN）、鳥取中央有線放送（TCC）、中海テレビ放送（CCO）の3局でご覧いただけます。

放送スケジュールは県庁人権・同和对策課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>）でお知らせします。

～当冊子の点字版・録音版を作成しています～

県庁県民課、各総合事務所、各市町村（人権担当課又は図書館）、鳥取県人権文化センター、県男女共同参画センター、県立図書館、点字図書館に置いてありますのでご活用ください。

発
行

県庁総務部人権局 人権・同和对策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
TEL 0857-26-7590 FAX 0857-26-8138
E-mail: jinken@pref.tottori.lg.jp
<http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>



QRコードからアクセス

